2026 年 10 月 23 日

上級臨床倫理認定士更新条件

2021 年度から 2025 年度までの上級編受講者の初回更新については、経過措置として、次の 4 条件により更新を認める。

更新の条件（経過措置）
1. 年会費の完納
2. 所定の更新手続きを申請していること
3. 認定継続申請料 10,000 円の納入
4. 基礎臨床倫理認定士の資格を継続していること

※更新方法及び提出書類の詳細は更新時期になりましたら更新対象者へメールにてご案内申し上げます。なお、会員情報にメールアドレスの登録がない場合や、メールが送信エラーとなる場合がありますので、更新時期になりましたら会員マイページも併せてご確認ください。
※資格の継続や研修への参加・視聴等を証明する書類については、今後、提出が必要となる可能性がありますので、紛失されないよう大切に保管してください。

■提出書類の取り扱いについて（重要）
ご提出いただきました申請書類一式は、認定手続きおよび認定証の発送完了後、個人情報保護の観点から、事務局にて責任をもってシュレッダー処理により適切に破棄いたします。
そのため、**原本のご提出はお控えいただき、必ず写し（コピー）をご提出くださいますようお願い申し上げます。**
なお、拝受いたしました書類は、所定の手続きを経たうえで適切に処理いたしますが、**返却には応じかねます**ので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

■更新保留申請について
（留学や休職等のやむを得ない理由により、更新保留を希望される方は「更新保留申請書」を提出してください。）
- 保留期間は、**該当更新申請期間後から 1 年間**とします。
- なお、更新済み認定証の次期認定期間には変更はありません。

※認定継続申請料は、更新申請をされる際に学会バンクのオンライン決済にてお支払いください。更新保留申請をされる際は、お支払いの必要はありません。

新たな更新条件は、2026 年度上級編受講者の初回更新ならびに、2021 年度から 2025 年度までの上級編受講者の次回更新から適用する案としております。